

名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程

(平成 15 年 3 月 28 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 4 号)

最近改正 平成31年 3 月 25日規程第 3 号

名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程（平成 7 年名古屋市職員共済組合規程第 1 号。以下「就業規程」という。）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
- 第 2 章 職務、勤務時間、勤務を要しない日及び休暇（第 4 条～第 6 条）
- 第 3 章 報酬（第 7 条～第 9 条）
- 第 4 章 費用弁償、被服及び福利厚生（第 10 条～第 16 条）
- 第 5 章 委嘱期間、委嘱の更新及び離職（第 17 条・第 18 条）
- 第 6 章 雑則（第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、事務事業の円滑な運営を図るために、名古屋市職員共済組合嘱託員（以下「嘱託員」という。）の設置並びに就業について必要な事項を定めることを目的とする。

（委嘱）

第 2 条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考により理事長が委嘱する。

- (1) 職員の定年等に関する条例（昭和58年名古屋市条例第 1 号）第 2 条の規定により退職した者
- (2) 職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）第 3 条第 1 項第 5 号の規定の適用を受けた者
- (3) 名古屋市職員共済組合を退職した者
- (4) 職務に関し必要な知識及び能力を有する者

(職務内容等)

第3条 削除

第2章 職務、勤務時間、勤務を要しない日及び休暇

(職務及び勤務時間等)

第4条 嘱託員の名称、職務、勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間及び週の勤務日数については、別表第1のとおりとする。

2 業務の性質上、前項の規定によることができないときは、事務局長が別段の定めをすることができる。

3 業務のため臨時の必要があるときは、事務局長は前2項に規定する勤務時間の割振りではない時間及び週の勤務日ではない日に勤務を命じることができる。

(休日)

第5条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く。）には、別に命ぜられた場合を除き、嘱託員は勤務を要しない。

2 事務局長が業務上特に必要と認めるときは、前項に規定する休日に勤務を命じることができる。

(休暇)

第6条 嘱託員に付与する休暇は、再雇用嘱託員就業規則（14総給第82号、以下「再雇用規則」という。）の規定を準用する。

2 第4条第3項の規定により週の勤務日ではない日に勤務し、かつ、その勤務時間が第4条で規定する1日の勤務時間以上の場合、現に勤務した日を、他の勤務日と振り替えることができる。

第3章 報酬

(報酬の額)

第7条 嘱託員の報酬月額は、別表第2のとおりとする。

2 嘱託員が第4条第3項及び第5条第2項の勤務を行った場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第15条の規定を準用し、

超過勤務手当に相当する額を前項の月額に加算する。この場合、同条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「嘱託員」と読み替えるものとする。

(報酬の減額)

第8条 報酬の減額は、再雇用規則の規定を準用する。

(報酬の支給日)

第9条 嘱託員の報酬は、その月分を当月（第7条第2項により月額に加算される報酬については、その翌月）の17日に支給する。ただし、その月が4月であるとき又はその月の初日から当該支給日までの間に祝日法に規定する休日があるときは、その月の18日とする。

- 2 前項に規定する支給日が日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日（以下「日曜日等」という。）であるときは、同項の規定にかかわらず、その日前のその日に最も近い日曜日等でない日（その月が1月、4月又は5月であるときは、その日後のその日に最も近い日曜日等でない日）を報酬の支給日とする。ただし、当該支給日がその月の16日より前の日になるときは当該支給日後の当該支給日に最も近い日曜日等でない日とし、その月の19日より後の日となるときは当該支給日前の当該支給日に最も近い日曜日等でない日とする。

第4章 費用弁償、被服及び福利厚生

(費用弁償)

第10条 嘱託員が、職務のため在勤地内又は附近地に出張を命ぜられた場合は、運賃実費を支給する。

- 2 嘱託員には、その者の住居と勤務場所までの通勤方法に応じてその往復に要する費用を支給し、その額、支給要件、支給方法及び支給日については、名古屋市職員共済組合職員就業規程（平成20年名古屋市職員共済組合規程第6号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の通勤手当の支給の例に準ずる。
- 3 嘱託員が職務のため旅行を命ぜられた場合は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）に規定する4級の職務にある職員の旅費相当額を支給する。

4 前項の旅費の支給方法については、名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の規定を準用する。

（被服の貸与）

第11条 嘱託員には、その職務遂行に必要とする被服を、職員の例を基準として別に定めるところにより貸与する。

（安全衛生管理）

第12条 嘱託員には、職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市規則第107号）第3条第2項、第13条、第17条、第18条第2号、第20条及び第22条の規定を準用する。

（健康保険）

第13条 嘱託員は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者とする。

（雇用保険）

第14条 嘱託員は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者とする。

（厚生年金保険）

第15条 嘱託員は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険の被保険者とする。

（公務災害補償等）

第16条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

第5章 委嘱期間、委嘱の更新及び離職

（委嘱期間及び委嘱の更新）

第17条 嘱託員の委嘱期間は、委嘱日から起算して1年とする。

2 嘱託員が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の委嘱期間又はこの項の規定により更新された委嘱期間（以下この項において「委嘱期間」という。）は、1年以内の期間を定めて更新することができる。

(1) 委嘱期間の末日において、年齢65歳以上である場合

(2) 委嘱期間の末日において、嘱託員としての期間が委嘱日から起算して5

年以上となる場合

(3) 委嘱期間中に、再雇用規則第6条第10項に規定する病気休暇を取得した日数が、通算して75日（週4日勤務の者にあつては60日）を超えている場合。ただし、病気休暇を取得した後、1年を超えて再び病気休暇を取得したときは、前後の病気休暇を取得した日数は通算しない。

(4) 勤務成績が良好でない場合

(5) 不承認欠勤があつた場合

(6) 心身の故障のため職務遂行の能力を欠くと認める場合

(7) 前各号に規定する場合のほか、職務遂行に必要とする適格性を欠く場合
(離職)

第18条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当するに至つた日に離職しなければならない。

(1) 公務上の傷病により引き続き勤務しない期間が3年以上となる時

(2) 不承認欠勤が年度を通じて10日を超えることとなつたとき

(3) 嘱託員に非行があつたとき

第6章 雑則

(運用)

第19条 この規程の運用に関して必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

(実施日)

1 この規程は、公告の日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程（以下「改正前規程」という。）の規定に基づいて、この規程の公告の日の前日までに支給された報酬（報酬の性格を有する一切の給付を含む。）及び費用弁償は、第1条の規定による改正後名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程（以下「改正後規程」という。）の規定により支給した報酬及び費用弁償とみなす。

- 3 前項に規定するこの規程の公告の日の前日までに支給された報酬には、非常勤の職員に対する報酬が常勤の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する職員をいう。）に対する給料及び期末手当その他の手当と権衡を失すると理事長が認めて、当該非常勤の職員に対して支給する毎月の報酬の額を増減し、又は改正後規程第9条に規定する支給日以外の日に報酬の一部を支給した場合の当該報酬を含むものとする。
- 4 改正前規程の規定に基づいて、非常勤の職員に対して、年度の初日から年度の末日までの間の勤務に対して支給した報酬の総額が改正後規程第7条の規定により算定した額と異なる場合においても、調整しないものとする。
- 5 第2条の規定による改正後の名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程の規定は、平成15年4月1日以後の勤務に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の勤務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。
- 6 改正前規程の適用を受けていた者及び平成14年3月30日以前に本市を退職し、この規程に基づき嘱託員に委嘱された者（以下「改正前規程適用者等」という。）については、改正後規程第6条第5項の規定は適用しない。
- 7 改正前規程適用者等に対するこの規程の適用については、改正後規程第7条中「233,900円」とあるのは「216,900円」と、第2条中「233,900円」とあるのは「216,900円」と、第2条中「226,200円」とあるのは「210,700円」と、改正後規程第8条第1項中「（通勤による傷病の場合に限る。）」とあるのは「（通勤による傷病の場合及びそれ以外の場合であつて年度を通じて3日を超えて付与された者にあつては、その超えた部分に限る。）」と、改正後規程第17条第2項第2号中「委嘱日から起算して3年」とあるのは「改正前規程による委嘱日から5年」と読み替えるものとする。
- 8 改正前規程適用者等が改正後規程第6条に規定する休暇（病気休暇（年度を通じて3日を超えて付与された者にあつては、その超えた部分に限る。）を除く。）の日を除くその月における勤務を割り振られた日の全部を勤務しなかつたときは、報酬を支給しない。

（特例）

- 9 当分の間、第17条第2項（第4号、第5号、第6号及び第7号を除く。）

の規定により、実施日以降、委嘱期間を更新しないこととなる嘱託員のうち、業務の遂行上特に必要があると認められる職務に従事する職員にあつては、同項の規定にかかわらず、別に定める事務局長が定める日までその者の委嘱期間を更新することができる。

(長期休職者代替嘱託員)

10 事務局に必要があるときは、長期休職者代替職員就業規則（20総安第53号）の規定を準用して嘱託員を委嘱することができる。

附 則 (平成 17 年 2 月 9 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 5 号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 2 号)

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 5 号)

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 2 号)

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 11 月 28 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 8 号)

この規程は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 1 号)

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 2 号)

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 2 号)

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 31 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 3 号)

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 3 号)

(施行日)

1 この規程は、平成26年 4 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日現に事務補助嘱託員であるもののうち、施行日の前日にこの規程による改正前の名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程の適用を受けていたものの、施行日から引き続き委嘱期間における名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程の一部を改正する規程（平成28年名古屋市職員共済組合規程第1号）による改正後の名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程別表（第7条関係）の適用については、同表の規定にかかわらず、同表中「210,700円」とあるのは「211,200円」と読み替えるものとする。

附 則 (平成27年3月31日)
(名古屋市職員共済組合規程第3号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 2 名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市職員共済組合規程第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成28年3月25日)
(名古屋市職員共済組合規程第1号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 2 名古屋市職員共済組合嘱託員就業規程の一部を改正する規程（平成26年名古屋市職員共済組合規程第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成30年3月31日)
(名古屋市職員共済組合規程第4号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 名古屋市職員共済組合健康管理室嘱託員就業規程（平成20年名古屋市職員共済組合規程第9号）は、施行日の前日から廃止する。

附 則 (平成31年3月25日)
(名古屋市職員共済組合規程第3号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

嘱託員の名称	職務	勤務時間	勤務時間の割振り	週の勤務日数
事務主任 嘱託員	高度な相談窓口業務等	1週間につき、休憩時間を除き週30時間とする。	午前8時45分から午後5時30分までの間において1日6時間とする。なお、休憩時間は、正午から午後1時までとする。	月曜日から金曜日までの5日
事務嘱託員	内勤的事務等	1週間につき、休憩時間を除き週30時間とする。	午前8時45分から午後5時30分までの間において1日6時間とする。なお、休憩時間は、正午から午後1時までとする。	月曜日から金曜日までの5日
保健師嘱託員	疾病予防・健康保持増進に関する保健師業務	1週間につき、休憩時間を除き週30時間とする。	午前8時45分から午後5時30分までの間において1日6時間とする。なお、休憩時間は、正午から午後1時までとする。	月曜日から金曜日までの5日
栄養士嘱託員 (長時間勤務)	疾病予防・健康保持増進に関する栄養士業務	1週間につき、休憩時間を除き週37時間30分とする。	午前8時45分から午後5時30分までの間において1日7時間30分とする。なお、休憩時間は、正午から午後1時までとする。	月曜日から金曜日までの5日
栄養士嘱託員 (短時間勤務)	疾病予防・健康保持増進に関する栄養士業務	1週間につき、休憩時間を除き週30時間とする。	午前8時45分から午後5時30分までの間において1日6時間とする。なお、休憩時間は、正午から午後1時までとする。	月曜日から金曜日までの5日

別表第2 (第7条関係)

嘱託員の名称	報酬月額
事務主任嘱託員	258,000円
事務嘱託員	228,900円
保健師嘱託員	258,000円
栄養士嘱託員(長時間勤務)	286,200円
栄養士嘱託員(短時間勤務)	228,900円